

答 申 第 97 号

平成14年9月27日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成13年11月22日付け出第224号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成13年10月12日付けで異議申立人から提起された平成13年10月5日付け出第180号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成13年10月5日付けで行った「千葉県一般会計・特別会計歳入歳出決算説明書（平成8、9、10年度分）」（以下「本件文書」という。）の行政文書不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 本件文書は、法令に基づき作成される歳入歳出決算書及び歳入歳出事項別明細書等の説明を補うため、特別に編纂されたもので、支出の内容を個別、事業別に知り得る唯一の資料であり、県民にとって、県の執行状況を決算ベースで検証するためにはこのうえなく重要な文書である。

県の事業が単年度ごとに決算されているとはいえ、継続事業も多く、その継続性の中で必要な検証をしなければならないはずであり、この重要な文書をわずか1年の保存期間で廃棄処分されている事実は信じがたく、看過できない。

イ 本件文書を、千葉県行政文書管理規則の文書保存区分表による「歳入歳出予算及び決算に関する文書で軽易なもの」としたことは誤った分類であり、1年の経過で廃棄処分した担当者の行為は違法である。

ウ 本行為は、旧態依然とした行政における「知らしむべからず」の県民を愚弄した行為であり、即刻訂正すべきである。

納税者、県民は知る権利があり、本件文書がないことによって、県民が支出の明細を知ろうとした場合に、個別の情報公開の手続きを経なければならず、行政の効率化と相反し、双方にとって負担のかかる無駄な行為となってしまう。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書の性格等について

ア 本件文書である千葉県一般会計・特別会計歳入歳出決算説明書は、地方自治法に基づく監査委員の決算審査や、県議会に設置される決算審査特別委員会で、各課長が決算の内容を説明する参考資料として作成したものを出納局で編冊したもので、この保存については出納局で一元的に行っている。

イ また、本件文書は、法的根拠によって作成が義務付けられている性質のものでないため、決算審査特別委員会で各部局の説明が終了し、県議会において、当該年度の決算を認定した時点で、その役割を終え、完結した文書となるものである。

(2) 本件文書の不存在について

ア 本件文書の保存期間について

本件文書の保存期間については、千葉県行政文書管理規則の文書保存区分により「歳入歳出予算及び決算に関する文書で軽易なもの」として保存期間は1年としている。

これは、本件文書が、県議会の決算審査特別委員会等における審査が円滑に行われるための参考資料として作成されるものであるから、保存期間を決算認定の後1年間とすることが適当であると判断したものである。

なお、法令に基づき作成される歳入歳出決算書や歳入歳出事項別明細書等は同規則に基づき3年間保存しており、また、収入、支出に関する詳細な書類については、各実施機関において、「出納その他の財務会計に関する文書」として5年から1年の区分によりそれぞれ保存されている。

イ 本件文書の不存在について

本件文書については、前記アで説明したとおり、保存期間を1年としていることから、開示請求のあった平成13年9月7日の時点では平成8年度から平成10年度までについては、保存期間の経過により既に廃棄されており不存在であった。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、平成8年度から平成10年度までの各年度の千葉県一般会計・特別会計歳入歳出決算説明書であり、実施機関の説明によれば、地方自治法に基づく監査委員の決算審査や県議会に設置される決算審査特別委員会で、各課長が決算の内容を説明するための参考資料として作成したものを出納局において編冊したもので、出納局で一元的に保存していた。

その内容は、その後の年度に作成された同様の行政文書から見て、課別に調製された決算内容を歳入歳出予算に合わせて区分し、歳入は款ごとに、歳出は項ごとに、決算内容の説明が記載されているもので、歳出については500万円以上の委託料・工事請負費・負担金補助及び交付金の執行状況について、事業名ごとに事業内容、相手先、金額が別紙に記載されていたと考えられる。

(2) 本件文書の不存在について

実施機関は、本件文書は保存期間の経過により廃棄済みで不存在であると主張するので以下検討する。

ア 本件文書の作成時期について

本件文書は、その後の年度の同様の行政文書の作成経過から、県議会における決算認定のため、県議会に設置される決算審査特別委員会や監査委員の決算審査での説明のため、各年度の出納閉鎖の後、出納長による決算の調製時期に合わせて各課において作成され出納局において編冊されていたものと認められる。

イ 本件文書の保存形態について

本件文書は、決算審査特別委員会の各委員に配布され、また、監査委員の決算審査の際に利用されるのみで、作成部数も限定的であることから、出納局以外の部局においては保存されていないものと認められる。

ウ 本件文書の保存期間について

千葉県における行政文書の保存期間は、千葉県行政文書管理規則（本件文書に係る作成の当時は千葉県文書規程）の別表の基準により定められており、平成10年4月1日付け、総第6号、財第1号、管財第2号、出第1号で総務部長と副出納長の連名で通知された「千葉県文書規程の一部改正に伴う運用について（通知）」によれば、本件文書は「歳入歳出予算及び決算に関する文書で軽易なもの」に区分され、1年とされていたことが確認できる。

エ 本件文書の廃棄について

前述のとおり、本件文書は保存期間1年として取り扱われていたことが確認できることから、決算年度の翌年度の12月県議会で決算認定を受けた後1年の期間経過により廃棄されたとの実施機関の説明は合理性があり、その後、実施機関が本件文書を保存して置かなければならなかった理由も認められない。

以上のことから、本件文書は、開示請求のあった平成13年9月7日の時点では廃棄済であったものと認められる。

なお、異議申立人は本件文書を「歳入歳出予算及び決算に関する文書で軽易なもの」としたことは誤った分類であり、1年の経過で廃棄処分した担当者の行為は違法である旨主張するので検討する。

本件文書の保存期間の分類は、前述のとおり総務部長と副出納長の連名による運用通知において行われているものであり、本件文書だけでなく、当時の文書規程に基づき保存されるものについて、保存の必要性が認められる期間を行政文書の性質に応じて体系的に定めたものである。

この通知において、歳入歳出決算書や歳入歳出事項別明細書等の法令に基づき作成される決算関係文書が、財政課所管のものを除いて保存期間3年として区分されていることに鑑みれば、本件文書の保存期間が1年とされたことには一応の合理性があり、誤った分類であるとは言えず、これに従い廃棄した担当者の行為にも違法性は認められない。

(3) 保存期間の見直しについて

現在における歳入歳出決算説明書の保存期間の分類は誤ったものとまでは認められないが、異議申立人が主張するように、支出の内容を個別、事業別に知り得る唯一の資料であり、県民にとって県の執行状況を決算ベースで検証するためにはこのうえなく重要な文書であるとの主張には相当の理由があるものと認められる。

また、千葉県情報公開条例第29条第1項には「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。」と定められていることや、歳入歳出決算説明書によらずに決算内容を検証することの県民の負担を考えれば、実施機関においては、歳入歳出決算説明書の作成理由が説明のとおりであるとしても、保存期間の見直しを検討すべきであると思料される。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件文書の不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
13. 11. 26	諮問書の受理
14. 1. 9	実施機関の理由説明書の受理
14. 2. 12	異議申立人の意見書の受理
14. 5. 31	審議
14. 7. 19	審議 実施機関から不開示理由の聴取
14. 9. 18	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
岩間 昭道	千葉大学教授	
大友 道明	弁護士	
鶴岡 稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	部会長
福武 公子	弁護士	

(五十音順：平成14年9月18日現在)